

令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業  
経営者保証コーディネーター 公募要領

令和2年3月  
大分県商工会連合会

令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業  
経営者保証コーディネーター 公募要領

大分県商工会連合会では、令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業の実施に当たり、「経営者保証コーディネーター」を以下の要領で募集します。

Ⅰ. 事業の目的

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）は、地域の経済や雇用を担う重要な存在です。しかし、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の約3割）が後継者未定となっています。この現状を放置すると、中小企業の廃業の急増により、令和7年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があります。特に都市部へ人口が流出している地方において後継者問題は深刻であり、廃業による技術・ノウハウの喪失や地域経済の不安定化が危惧されることから、円滑な事業承継に向けて喫緊に取り組む必要があります。

事業承継を円滑に行うためには、早期・計画的な準備が不可欠であり、準備に向けた中小企業経営者の意識喚起や適切な支援の提供が重要です。同時に、事業承継支援は、税務、法務、財務等の課題が多岐にわたることから、地域の支援機関が一带となって支援に取り組む必要があります。

Ⅱ. 事業の内容

1. 事業実施地域及び支援対象者

事業実施地域は、原則として、本事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）が所在する都道府県内とします。また、支援対象者は、原則として実施機関が所在する都道府県において事業を行う中小企業・小規模事業者等とします。

2. 業務の内容

- ① 中小企業が金融機関等から事業活動に要する資金を調達する際に提供する経営者の個人保証（以下「経営者保証」という。）が、事業承継において後継者を選定する際の課題になっています。この現状を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の後押しによる円滑な事業承継の促進を目的に、経営者保証の解除に向け、経営者保証に関するガイドラインに基づいた、中小企業と金融機関の目線合わせの支援を実施します。
- ② 事業承継時の課題解決に係る支援を実施します。

3. 契約条件等

採択後、実施機関と速やかに契約等を締結します。報酬は、原則、月額22,000円（税込）とします。勤務日は月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の8時30分か

ら17時15分（12時00分から13時00分の1時間休憩）とします。契約期間は、実施機関と全国事務局（野村証券株式会社）が委託契約を締結した日以降から、原則、令和3年3月31日までとします。また、Ⅲ. 2. ④に掲げる採択の取消事由のいずれかに該当すると認める場合には、実施機関は関連法令を遵守の上、当該契約等を解除することができ、かつ、Ⅲ. 2. ④に基づき採択が取り消される場合があります。

### Ⅲ. 応募資格及び応募に当たっての注意事項

#### 1. 応募資格

次の要件のいずれかに該当する方です。

- ① 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他本事業に必要と考えられる公的資格を有する者
- ② 会社の財務担当責任者等として10年以上の実務経験を有する者
- ③ 企業の財務診断の業務経験を10年以上有する者
- ④ ①～③に準じる能力を有する者

#### 2. 応募に当たっての注意事項

- ① 応募申請書等の作成等に係る契約前の費用は、自己負担となります。
- ② 本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ③ 経営者保証コーディネーターは、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ④ 経営者保証コーディネーターが次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとします。
  - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - 二 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - 三 国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
  - 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
  - 六 心身に著しい障害があるため、経営者保証コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
  - 七 その他、本事業の承継コーディネーターとして不適格と認める場合

### Ⅳ. 経営者保証コーディネーターの選定

#### 1. 選定プロセス等

大分県商工会連合会において、経営者保証コーディネーターの選定について提出された履歴書の書面審査を行い、書面審査通過者を面接した上で決定します。

## 2. 選定基準

経営者保証コーディネーターの選定は、次の選定基準に基づいて行います。

- ① 実施地域の経済・産業事情や中小企業・小規模事業者の事業承継に関する課題、実施地域の支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握していること。
- ② 事業の運営にあたり、本事業への熱意、優れたコミュニケーション能力等を有していること。
- ③ 中小企業・小規模事業者の経営課題の抽出や課題克服策など経営支援に関する優れた知識・経験・実績又は優れた能力・資質を有していること。
- ④ 中小企業・小規模事業者の事業承継に関する経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験・実績又は優れた能力・資質を有していること。
- ⑤ 実施地域内外の支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワーク又は優れた能力・資質を有していること。
- ⑥ 幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有していること又は知見・支援ノウハウを構築し得る能力・資質を有していること。
- ⑦ 実施地域内外の支援機関の特徴、幅広い専門家、国や自治体の施策に関する優れた知見を有していること又はそうした知識・知見を得る能力・資質を有していること。

## 3. 採用者数

1名

ただし、今回の公募及び審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用候補者を決定します。

## V. 応募要領

### 1. 募集期間等スケジュール

- ① 募集開始 令和2年3月10日（火）
- ② 募集締切 令和2年3月19日（金）（16時必着）
- ③ 二次審査（面接審査） 令和2年3月下旬  
※詳細は、一次審査（書面審査）を通過した方へのみご案内します。
- ④ 審査結果の連絡 令和2年3月下旬
- ⑤ 事業開始予定 令和2年4月1日（水）

### 2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに大分県商工会連合会（「VI. 問い合わせ先」参照）へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「令和元年度補正プッシュ型事業承継支援強化事業 経営者保証コーディネーター募集に係る書類在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成してください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

(提出書類と提出部数)

① 履歴書・・・1部

② 暴力団排除に関する誓約書・・・1部

### 3. 審査結果の連絡

採用、不採用の結果については、速やかに連絡します。なお、採用、不採用についての問い合わせについては、回答しかねるためご了承ください。

## VI. 問い合わせ先

〒870-0026

大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階

大分県商工会連合会 経営支援課

担当 首東、堤

TEL：097-534-9507

FAX：097-537-0613